

地域健康課題分析評価事業委託業務仕様書

1 業務の目的

愛知県内の市町村国民健康保険を始めとした医療保険者の特定健康診査及び特定保健指導に係るデータを分析することで、本県の健康課題を把握の上、その分析結果と健康課題解決に資する手法等を、市町村等に講習会等で還元し、健康づくり事業の実施等を促すとともに、本県における健康づくり施策に反映し、県全体の生活習慣病対策の推進を図る。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務概要

(1) 基本方針

愛知県内の市町村国民健康保険を始めとした医療保険者から提供された特定健康診査・特定保健指導に係るデータ等を用いて、県内の市町村及び医療保険者間における差異や地域ごとの傾向に基づく新たな知見を提示し、県や市町村等の保健事業の推進に資する分析を行い、その結果を説明する講習会を開催すること。

(2) 愛知県から提供できるデータ

ア 令和4年度特定健康診査・特定保健指導データ：県内約140の医療保険者から提供を受けたCSVファイル（*1）又はxmlデータ、件数は、約150万人分程度と想定。

（*1）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導について、同法第142条により、医療保険者が社会保険診療支払基金へ報告する項目のデータ（xmlファイル）をCSV形式にしたもの。

イ 令和4年度診療分のNDBデータ（xlsxファイル）

ウ 市町村別死因別男女別標準化死亡比及び主要部位ベイズ推定値

エ 令和3年度「地域健康課題分析評価事業」の特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価データ（平成30年度、令和元年度）pdf、xlsxファイル

オ 令和4年度「地域健康課題分析評価事業」の特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価データ（令和2年度）pdf、xlsxファイル

カ 令和5年度「地域健康課題分析評価事業」の特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価データ（令和3年度）pdf、xlsxファイル

4 実施の内容

(1) xmlデータ変換ツールの複製

特定健康診査・特定保健指導データのxmlファイルに設定されている各項目を抽出し、住所等の個人情報に関する項目を匿名化した上でCSV形式に変換するためのツールを必要に応じて複製する。

複製については、本業務開始後に愛知県と協議の上、決定すること。なお、複製対象とするツールは、CD-Rに格納したプログラムを愛知県から貸与する。

(2) 地域健康課題分析評価事業の検討会（2回）

分析結果の効果的な見せ方、分析結果の活用の仕方、本事業の分析内容等につき、有識者等（大学等の公衆衛生医や統計の専門家等）と検討する場を設定し、集計仕様や還元方法等を決定する。なお、検討会実施前には十分な期間を設けて有識者等へ資料の事前配布を行い、検討会後には検討内容に関する対応について有識者等から随時助言を得る。有識者等については、別途愛知県と調整するものとする。

(3) 集計元データの作成及び分析

令和4年度データを整形し、分析する。

ア 各医療保険者から提供されたデータ（CSVファイル）を、受託者がチェック・整形し、グラフ・表・マップ化を行うための集計元データを作成する。

また、受託者がチェックを行い、不備を検出した場合は、対応方針について受託者が修正方針等を提案し、愛知県と対応方針を協議すること。

イ 集計元データから医療保険者別、市町村別等のグループを抽出し、各グループを集計仕様に基づき、性別・年代階級別に集計し、グラフ・表・マップ等に表す（*2）。また、各グループの集計結果を前年度までの業務で作成した集計結果（*3）や愛知県全体の集計結果、NDBデータ、市町村別死因別男女別標準化死亡比及び主要部位ベイズ推定値等と比較する。

（*2）抽出するグループは、約150グループ程度と想定（別添参考1：令和4年度特定健診・特定保健指導データの想定グループ数）。

1 グループ当たりの分析項目は約115項目を想定（別添参考2：分析項目例）。

なお、分析内容の充実のため、検討会又は有識者等から得た意見を反映させた分析項目の補正を検討すること。

（*3）前年度までの業務で作成した集計結果については、愛知県から提供する令和3年度「地域健康課題分析評価事業」の特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価データ（平成30年度、令和元年度）pdf、xlsxファイル、令和4年度「地域健康課題分析評価事業」の特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価データ（令和2年度）pdf、xlsx、令和5年度「地域健康課題分析評価事業」の特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価データ（令和3年度）pdf、xlsxファイルを参照すること。

ウ 分析方法は、第三者の技術を侵害しない又は侵害する恐れがないものとする。

分析方法や集計仕様は、委託事業者が変更しても継続して活用できるものとする。また、地区比較のための割合等の数値については、可能な限り対象地域の年齢構成による影響を配慮すること。

(4) 分析結果報告書の作成と配布

分析結果をもとに分析結果報告書を作成し、市町村等へ配布すること。

報告書の作成に当たっては、以下の点を遵守すること。

ア 分析で得られた内容は、視覚的に把握できる図表等を交えて作成すること。グラフやマップの色分けやパターン分けは、白黒印刷した場合でも区別ができるよう工夫を行うこと。

イ 報告書中の文面について、項目ごとにテンプレート化するなど、分析結果に応じて容易に文面を作成できるよう工夫すること。

ウ 4(3)イによりグループごとに集計した結果から、報告書及び報告書概要版を作成

すること。報告書は、冊子形式と併せてPDF 化資料及び編集可能データ（docx、xlsx ファイル等）で DVD に納め、以下のとおり郵送及び提出すること。（計 150 か所程度を想定。）

市町村：DVD 2 枚、概要版 2 部、県全体版 1 部

医療保険者：DVD 2 枚、概要版 2 部

県立保健所：DVD 2 枚、県全体版 2 部

医療保険者団体：県全体版 1 部

各検討委員：県全体版 1 部

エ 内容については、事前に愛知県の確認を受けること。

(5) 分析結果の活用に係る保健所職員等への講習会の実施（1回）

分析結果を用いて、保健所や市町村職員等を対象に、分析結果の見方、分析データの活用方法及び健康課題を解決するための効果の高い保健事業の提案等を行うこと。

5 管理運営体制

(1) 実施体制の整備

受託者は、委託業務従事者の中から、業務の総括的な責任を負うものを責任者、業務の技術上の管理を行うための経験、知識、技術を有するものを運営スタッフとして選任し、業務従事者及び業務の実施場所等を愛知県に届け出るものとする。

(2) 運営体制に係る調書の提出

受託者は、前号に係る調書を作成し、契約後速やかに愛知県に提出するものとする。なお、調書の様式は別紙 1 のとおりとする。

(3) 各医療保険者から提供されたデータの授受

愛知県は、契約後、各医療保険者から提供されたデータを CD 又は DVD により、受託者に貸し出す。また、委託業務完了後、受託者は、愛知県へ速やかに CD 又は DVD を返却すること。CD 又は DVD の貸出・返却枚数、貸出内容については書面をもって確認する。

(4) 情報セキュリティに関する受託者の責任

受託者は、データ（各医療保険者から提供されたデータ及び前述のデータから生成した中間生成物を指す）を取り扱うにあたり、「愛知県情報セキュリティポリシー」及び「個人情報の保護に関する法律」の規程に基づき、盗難、窃視、漏洩、紛失防止等のため、業務実施場所の施錠や入退室管理、データや端末等の適切な管理等を行うこと。

(5) 愛知県との連絡調整

受託者は、業務の進捗状況及び作業実績の報告等の打合せを月 1 回程度、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課内又は国民健康保険課内若しくは愛知県と協議の上決定した場所で行うこと。また、その結果を書面で報告すること。

(6) 委託事業の再委託

委託事業の再委託は、原則として不可とする。

ただし、事業の遂行上、あらかじめ県が必要と認め、承認を得た場合はその限りではない。

6 業務完了届

(1) 業務完了届の提出について

受託者は、全ての委託業務の完了後、業務完了届に事業の成果等を記載し、成果物

及び貸出しを受けたCD又はDVDを添え、愛知県が指定する日までに、遅滞なく提出しなければならない。成果物と納品先は、(3)のとおり。

(2) 業務完了届の書式について

業務完了届の様式は、別紙2のとおりとする。

(3) 成果物と納品先

書面及びDVDに納め、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課又は国民健康保険課へ、以下について各2部納品すること。

- ・ 集計仕様書及び集計表（利用方法や留意事項を記すこと）
- ・ 報告書データ（書面不要）
- ・ 愛知県全体版 10部
- ・ その他必要と認められるもの（愛知県と受託者の協議により決定）

7 成果物の二次使用

愛知県は、成果物が著作物に該当する、しないにかかわらず、当該成果物の内容を、受託者の承諾なく自由に公表することができ、作成した変換ツール、分析結果データやグラフ・表・マップ等については、受託者の許諾なしにその加工、二次使用ができることとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、事前に愛知県と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及びこの仕様書によりがたい詳細な事項については、愛知県と協議し、愛知県の指示に従うものとする。
- (3) 愛知県は、本業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供を支障のない範囲で協力するものとする。
- (4) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (5) 過年度の成果品について、愛知県は受託者に対し貸出しを行うものとする。
- (6) 本業務に係る実施監査等が行われる際、受託者は協力すること。
- (7) 本業務に係る費用は受託者が負担すること（愛知県職員の旅費を除く）。